

令和3年9月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和3年10月1日(金)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健一 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

(1) 知事提出議案：可 決…18件

※[知事提出議案はこちら](#)

(10月 1日 (金))

江花圭司委員

土4ページ、道路橋りょう改良事業については県単独事業の実施に感謝を述べる。この事業にて実施する合同点検の期間や次年度以降の見込み等について聞く。

道路整備課長

千葉県八街市の事故を受け、現在、警察、学校、PTA等と共に合同点検を行っており、全ての市町村で終了しているわけではないが、順次進めている状況である。今回の9月補正の内容は、点検結果を踏まえ、緊急に対策が必要な箇所に必要な経費等を計上しており、効果が現れるよう速やかに対応していきたい。

また、対策箇所数が多いことから、今年度の対応と併せて国の事業等を活用しながら、次年度以降も引き続き積極的に通学路の交通安全対策を進めたい。

江花圭司委員

国の事業を活用しながら対策することだが、どのような事業との連携を想定しているか。

道路整備課長

通学路の交通安全の確保については、国の社会資本総合整備交付金、また、国は現在、通学路の安全対策を重点化しており補助制度を創設していることから、それらを活用しながら進めたい。

江花圭司委員

土35ページ、工事請負契約について、提出議案の工事請負契約相手方は施行箇所の地元業者となっているが、見通橋の上部工のみ地元業者ではない。

この工事は、施工箇所である会津方部の業者では技術的に対応できないのか。また、対応できる業者は会津方部にはいないのか。

道路整備課長

見通橋は、橋長が69m、幅員は9m弱であり、橋梁の規模としては大きい部類である。また、橋梁工事の入札は、鋼橋

上部工を専門とする業者を対象に行うこととしており、県内業者を含めて実施している。

なお、今回の契約相手の東開・三井住友建設鉄構特定建設工事協働企業体のうち、東開工業（株）は県内業者である。

江花圭司委員

会津方部に対応可能な業者はいなかったのか。

道路整備課長

県内業者が今回の規模の工事を施工するに当たっては、契約相手と同等規模の業者である必要がある。

江花圭司委員

会津方部は様々なインフラ整備が着々と進んできており、また、土木工事、建設産業の担い手育成も進めている。地域の会社を育てる意味でも地元業者を活用できる体制とするよう願う。

宮川えみ子委員

土10ページ、住宅確保要配慮者支援費について聞く。ようやく県の予算対応が可能となったと感じており、コロナ禍で厳しい暮らしの中、住宅確保が困難な人に対してもっと利用を促進すべきであるが、この予算の内訳と課題を聞く。

建築住宅課長

住宅確保要配慮者支援費の内訳であるが、住宅セーフティーネット促進補助事業は、市町村に対する補助事業であり、事業メニューが3つある。

1つ目は、民間賃貸住宅の家賃を公営住宅並みの家賃に低減することを目的として、市町村は大家に対して4万円を上限に補助を行い、県は上限額の4分の1を市町村に対して補助するものであり、10戸、8か月分で80万円を計上している。

2つ目は、一般的に入居者が入居する際に加入する債務保証の保険料に対して6万円を限度として補助を行い、県は上限額の4分の1を補助するものであり、10戸分として15万円を計上している。

3つ目は、セーフティーネット住宅を改修した場合に100万円を限度として補助を行い、県は上限額の4分の1を補助するものであり、1戸分、25万円を計上している。その他事務費などを含め、合計152万5,000円の予算を計上している。

住宅セーフティーネット制度は、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅等の空室を利用した登録制度であり、登録数は増えているものの、県内ではこれまでに家賃や改修費の補助制度を実施していない。なお、昨年度から石川町が改修費の補助を実施しており、今年度は、いわき市が家賃補助を8月から開始している。今後は、補助事業を実施する市町村の掘り起こしや制度の有効活用を促進していくことが課題である。

宮川えみ子委員

市町村との連携や参加する大家を増やすことなどが大事と考えるが、県としては具体的にどのような働きかけを行っているのか。

建築住宅課長

大家をはじめ、物件を仲介する不動産取引業者に対して、改めて当該制度の説明及び周知を図るとともに、各団体が主催するセミナーや講習会が様々あるため、その中で協力の要請等を行っていききたい。

また、市町村に対する財政支援メニューとして補助制度を設けたため、来年度の当初予算に向けては、事業周知や事業要望の照会を実施するとともに、先進的な取組事例の提供や補助要綱作成の支援など、市町村が補助制度を導入し、円滑に事業を進めるための技術的な面を支援していく。

宮川えみ子委員

土17ページ、いわき上三坂小野線・小名浜道路の債務負担行為の補正について、施工箇所に軟弱地盤があるとのことだが、具体的な地域や状況を説明願う。

道路整備課長

軟弱地盤は工事箇所のうち、ゴルフ場が立地する辺りで確認されている。当該箇所では盛土工事を予定していたが、一部地権者から用地の協力が得られず、調査が進んでいなかったものの、用地への協力の見通しがついたため、工事に必要

となる調査を実施した結果、地盤改良を行う面積や深さ等が大きくなったため増額するものである。

宮川えみ子委員

議案第12号及び第13号について、条例改正のポイントを説明願う。

道路整備課長

議案第12号、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、改正内容は大きく2点ある。

1点目は、近年、自動運転の実用化が社会的に取り沙汰されており、例えば、自動運転の補助として路面に埋め込む磁気マーカーなどを交通安全施設として法律に位置づけるものである。

2点目は、歩行者利便増進道路の創設としてにぎわいのある道路を構築する観点から歩道等にベンチ等を設置し、歩行者が滞留できるスペースの確保を法律上可能とするものであり、県道については道路法の改正内容を参酌し、同様に県の条例改正を行うものである。

議案13号、福島県移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設、いわゆるバスターミナルの構造のほか、歩道や自転車歩行者専用道路が法律に位置づけられたことを受け、県条例においても同法の改正内容を参酌し、改正を行うものである。

宮川えみ子委員

土44ページについて、ダムの発電機における一般的な更新時期はどの程度か。また、どの程度の売電収入を想定しているか説明願う。

河川整備課長

現在の発電機はダム建設当時から設置されており、約36年経過している。更新年数の一般的な基準は明確に決まっていないものの、10年間を経過すると徐々に不具合が生じてくるものであり、36年間の使用は長期間使用できたケースであると考えている。今回の更新に伴う建設費用は全体で約15億円、更新後の売電収入は約20～30億円を見込んでおり、県財政に寄与するものとする。

宮川えみ子委員

土45ページ、廃止する県営鬼越団地の入居者や戸数等、現在の状況について聞く。

土46ページ、家賃滞納者に対する訴えについて、無断退去とのことだが、退去してからどの程度経過しているのか、実態を聞く。

土47ページ、民事調停の申立てについて、話し合いの経過について説明願う。

建築住宅課長

廃止する県営鬼越団地については、当初5棟あった建物を順次解体しており、現在残っている2棟の入居者が最近になって退去し、この2棟についても解体することとなったため、今回条例を改正するものである。

次に、訴えの提起についてであるが、被告となるべき者は平成30年頃から家賃の滞納が続いていたため、令和元年12月に民事調停を実施したものの、裁判所へ出廷しなかった経過があり、その後行方不明となっていた。戸籍調査により行方を探していたところ、今年になって奈良県へ転居していることが判明したことから、令和元年頃から退去していたものと思われる。

建築指導課長

民事調停の申立てについてであるが、今回の事案は平成24年6月15日に判明したものであり、その時点で相手方と返還額の確認等を進め、同27年4月10日に相手方より一括返納の申出があったものの、一括返還はされず、その後、同27年9月に一部返還が確認された。それ以降は数回に分けて返還されていたが、令和2年9月28日に返還されて以来、進んでいない状況である。

直近の交渉経過としては、今年の1月、4月、さらに6月7日付けで文書を送付しているが、返還は進んでおらず、令

和3年7月5日に民事調停の申立てを行う旨の最終通告文書を送付し、相手方より「弁護士に任せる」との連絡以降は音沙汰がない状況である。

荒秀一委員

土10ページ、住宅セーフティーネット促進補助事業について、先ほどの宮川えみ子委員の質疑に関連して聞く。

当該事業は、市町村との連携や民間事業者への協力の要請、また、次年度に向けては広報を行いながら進めていくとのことだが、次年度の当初予算でどの程度の戸数を見込んでいるかなど、今後の考えについて聞く。

建築住宅課長

今回の9月補正予算については、現に実施しているいわき市、石川町に対して財政支援を行うため、両市町の実施に見合う戸数を計上しており、来年度はこの新制度をさらに普及促進させるため、市町村に対して広く周知を図るとともに、市町村の要望戸数等を踏まえた上で当初予算を編成する考えである。

荒秀一委員

大変すばらしい事業と感じているが、この事業に対する市町村の反応や問合せはどの程度あるのか。

建築住宅課長

この制度については、これまでも各市町村からアンケートを取っており、検討している市町村には直接訪問の上、説明等を行っている。既に実施しているいわき市や石川町以外にも希望する自治体があり、県の補助等を活用すると補助対象者へ交付する額のうち市町村の負担割合は4分の1で済むことから、今回の9月補正予算成立後においては、さらなる活用促進に向けて普及を図りたい。

江花圭司委員

議案第13号、福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、このタイミングで改正することとなった経緯及び自転車の活用に関する他の条例との関連性について聞く。

また、議案第13号のほか、議案第12号、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例においても一部改正されるが、これらの改正により今後の道路整備や予算にどのような影響があるか。

道路整備課長

道路法が令和2年に改正され、先ほど説明したとおり、県の条例改正は法律の改正内容を参酌しているほか、他県の条例改正の内容を参考にしているため、改正時期が今回のタイミングとなった。

また、自転車の活用に関する他の条例との直接的な関係はなく、現時点では条例改正に伴う予算等への影響はない。

江花圭司委員

土10ページ、住宅セーフティーネット促進補助事業について、木材利用推進に関する法律が本日より施行されているが、この事業における県産材、木材利用促進に対する県の方針について説明願う。

建築住宅課長

住宅セーフティーネット促進補助事業と、今般施行された木材利用推進に関する法律の関係性はない。

宮川えみ子委員

洪水により堤防が損壊した場合、河川側ののり面はコンクリートによる護岸、堤防上部は舗装する方法により改修を行っていると考えますが、民地側ののり面は、住宅がある場合、要望や場所によっては全面的にコンクリートによる護岸へと改修するケースはあるのか。

河川整備課長

河川側の護岸や堤防上部については、全延長にわたってコンクリートで改修、または舗装を行っているわけではなく、現地の被災状況を確認し、堤防上部であれば、雨水浸透を防止しなければならない箇所や利用状況に応じて必要と判断される箇所についての改修を行い、堤防の強化を図っている。

また、民地側の堤防改修に当たっては、越水した場合にのり尻からの崩壊が想定される箇所など、河川の状況に応じて

コンクリート護岸による改修を実施している。

宮川えみ子委員

住宅が多い場合は全面的にコンクリートによる護岸にて施工した事例があるのか。また、その方法で施工する場合の考え方について聞く。

河川整備課長

下流河道に狭窄部が見られるような場合や越水の危険性など、状況によっては全面的にコンクリート護岸にて改修する場合もある。

荒秀一委員

2点聞く。初めに、流域治水プロジェクトについては各地域ごとに協議会を立ち上げて策定しているとのことであるが、策定状況について説明願う。また、同プロジェクトは、地元や国と連携し、様々対応していくものと考えているが、今後どのような活動を展開していくのか。

次に、一般質問で部長より答弁のあったサイクリングルートについては、今後、県内7つの地域に広がりを見せていくものと理解しており、道路整備や観光など、様々な分野と連携する取組の広がりが大切であるが、土木部における各地域の取組事例及び今後の方針について聞く。

河川計画課長

1級水系の阿武隈川、阿賀野川、久慈川、那珂川については、今年3月に国と県及び市町村において流域治水プロジェクトを策定したところであり、2級水系のうち夏井川など4水系においては、今年8月末に同プロジェクトを策定し、公表したところである。このほか、2級水系は県内に36水系あるが、残りの水系については、関係市町等と打合せを行いながら選定し、協議会立ち上げ後、順次、同プロジェクトを策定していきたいと考えている。また、同プロジェクトの策定後は各施策を各々進めていき、進捗状況や課題等の情報共有を図るためにも定期的に協議会等を開催し、フォローアップしていく予定である。

道路整備課長

サイクリングルートについてであるが、本県においては福島県自転車活用推進計画を策定している。その中で自転車の走行環境づくり、健康増進、観光地域づくり、安全意識の向上と大きく4つの目標を掲げており、土木部だけでなく関係各課と連携しながら県全体で自転車の利活用を推進している。

土木部においては、今年から本県の美しい環境や自然を生かした広域サイクリングルートを7地域で設定する考えであり、今後、ワークショップ等を通じて各地域との議論を進めていきたい。また、既に様々な動きが県内各地で見られており、いわき地方ではいわき浜街道、中通りではみちのくサイクリングロードや会津地方と重なる部分もあるが猪苗代湖一周の取組、県南地域では奥久慈街道の取組など、各地域の取組を加味しながら本県の自転車利用の推進について積極的に取り組んでいきたい。

荒秀一委員

流域治水プロジェクトは、各地で協議会が設置され具体的に動き始めているため、地域住民も一定程度の安心感を抱いていると感じており、災害時には様々な情報を発信し、住民の安全・安心の確保が大切であるが、災害時における協議会の役割について説明願う。

また、サイクリングルートについてはルートが充実することにより、その地域に様々な人の動きが出てくるため、その整備は大変な作業と考える。道路整備のほか、様々な施設の整備が必要であるが、整備までの流れ等について、予算面の部分を含めて説明願う。

河川計画課長

流域治水プロジェクトは、河川氾濫の未然防止、被害の軽減、災害からの早期の復旧・復興が目的であり、災害時における被害軽減の具体例としては、洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、ハザードマップの作成のほか、これらの情報

を出前講座等により住民に対して周知し、災害時に避難することで被害の軽減を図っていききたいと考える。

道路整備課長

サイクリングルートについて、ルートの検討に当たっては、案内看板や休憩ポイントなど、自転車が走行するための環境やルートの運営体制等が非常に大事な点と考えており、今年度は今後ワークショップでの議論を経た上で整備計画を作成していく予定である。また、ルートを構成する道路は県管理道路に限らず、国道、あるいは市町村道を踏まえて検討するとともに、予算についても国の予算を含めて様々な財源を検討しながら進めていきたい。

荒秀一委員

流域治水プロジェクトは、県の関係部局、出先機関、各市町村等の関係団体により構成されているが、各地域において命に関わるような災害時の指揮権や指揮系統はどのようになっているか聞く。

河川計画課長

命に関わるような災害時における避難指示に関する指揮権や指揮系統については、各自治体の首長が担っている。

西丸武進委員

道路の維持管理について聞く。先ほど説明のあった「(仮称)次期県土づくりプラン」では安全・安心の確保が県土づくりに関して大事とのことであるが、県道は白線の摩耗箇所が至るところで見受けられる。道路上の白線は土木部、公安委員会、どちらの管轄なのか。

道路管理課長

道路の区画線は交通を規制する線とそれ以外の線の2種類あり、事例としてセンターラインに引かれている黄色線は公安委員会、道路の外側線の白線は道路管理者等との役割分担がある。

委員指摘のとおり、区画線が消えている箇所が見受けられるが、道路管理者が管轄する区画線については道路パトロールの際に確認しながら対応している。

また、積雪地においては、除雪の影響で区画線が消えてしまうこともあるが、そのような場合は、春先に集中して区画線を引くこととしている。

西丸武進委員

県道の白線やセンターラインが摩耗していると非常に危険で、雨が降った時は本当に怖い。その場合、警察署へ連絡することは簡単でないと感じており、県道管理の問題として捉え、安全対策を講じる観点からすれば公安委員会と土木部の打合せを綿密に行う必要がある。例えば県道の小名浜小野線については、県、市、警察、それぞれに連絡を入れてあるが、道路の区画線等が全て消えてしまっている状態である。小名浜小野線だけでなく多くの県道が同様の状況であり、区画線の摩耗は車の往来が激しいため自然なことと考えるが、安全・安心の観点においてはしっかりと道路パトロールによる点検が必要である。また、修復等には予算措置が伴うことから我々もこれら業務の応援をしなければいけないと感じているので念頭に置いてもらいたい。

次に、道路の維持管理についてもう1点聞く。

いわき市常磐藤原町、湯の岳別所線沿いの笠井地区においては県道沿いの山が崩落し、崩落箇所の土砂は取り除かれて現在は往来可能となっているが、2次災害、3次災害の発生が懸念される箇所がある。県としては県道への土砂流出を防ぐためにその箇所へブルーシートをかぶせているものの、民地であることからそれ以上の対応はされないまま3～5年間放置されている。県民、市民が毎日通行している場所でもあり、のり面の高さもあることから崩落した場合は大変な状況が想定され、ゲリラ豪雨等によってそのような災害がいつ発生してもおかしくない状況である。いわき市でも懸念しているが、県道のため手が出せない状態であることから、県、市、民地所有者の協力関係があっただけで済むべきと思うが、考えを聞く。

道路管理課長

県においては災害防除事業を計画的に進めているものの、委員指摘のとおり、民地において危険箇所が残っていること

があるため、そのような箇所については、地元、土地所有者、各自治体と話し合いながら、道路の利用状況に応じて危険と判断される場合は用地買収等による対応も考えられる。

西丸武進委員

道路の維持管理について、さらに1点聞く。

いわき市遠野町の県道上三坂小野線から表峰岸線という市道が通っており、丘陵地の山を抱えたその場所は観光のメッカである龍神峡である。竜神橋を中心として高柴ダムに向かって下っていくことになるが、現在通行止めとなっており、手つかずの状態となっている。秋の紅葉が間もなく真っ盛りを迎える中、人が1人も通れず、いつまでも通行止めにしておくのは問題である。

市道の表峰岸線はいつ崩落してもおかしくない状況であり、現地の状況はいわき市の担当支所でも確認しているが、現地において県の境界杭が出てきたため、いわき市としても上局へ上申できず、対応に悩んでいる。

また、いわき市の林務課では通行止め箇所のうち、龍神峡から高柴ダムへ下っていく途中の右岸側で治山事業の工事を行うこととしているが、その事業を実施する場合は通行止めを解除することができるのとことであり、非常に危険である。通行止めの元凶を取り除き、安全対策を施した上で事業を進めるべきと感じている。

高柴ダム建設当時、当該箇所周辺は県の所管であり、その後市に移管された経緯があることから、私としては県に対して解決のため何かできないか求めたいと思うが、県の考えを聞く。

道路管理課長

当該箇所については、先日、委員より相談があったことから担当事務所が現地を確認したところである。通行止めになっている道路は高柴ダムを造る際の工事用道路であるが、現在は法定外譲与により市へ移管されている状況である。

委員指摘のとおり、通行止めとなっている道路は現在市道ではあるものの、高柴ダムの工事用道路として造られた経緯があり、また、当該箇所は景勝地であることから、いわき市において整備の意向があれば、県としても最善策についていわき市と相談しながら対応していきたい。

西丸武進委員

よろしく願う。

次に河川について聞く。いわき市の夏井川や好間川は5か年計画の事業により具体的に進捗している状況であり、土木部職員に敬意を表す。また、同市内の県管理2級河川においても堆砂除却等の災害対策が進められており感謝を述べる。しかしながら、2級河川の中でもカーブを描いている箇所の堤防は、知らず知らずのうちに沈下している状態であり、住宅密集地ではそこから越水し、冠水状態が見受けられる。もともと堰堤の低い箇所は堤防が下がっており、そのような箇所は至るところに散見されるものの、実施されている対策事業を確認する限り、河川の浚渫のみで堤防強化は含まれておらず、災害のあった2級河川の管理として疑問を感じるが、県の考えを聞く。

河川整備課長

東日本台風を受け、水位を下げるため、河道掘削等各種事業を実施しており、特に堤防の低かった阿武隈川本川やその支川については嵩上げを行っている。

委員指摘のとおり、基本的に河道の流れをよくするためには土砂を除却すること、堤防については前後の状況を見ながら必要な高さを確保することが必要であるため、現地の状況を確認しながら対応していきたい。

西丸武進委員

先ほど質問した内容の具体的な場所を述べておく。

まず、公営住宅船戸団地周辺の矢田川沿いにある江越地区の住宅集落地は、堤防が下がっており、いつ越水してもおかしくない状況であることから、一度点検願う。

次に、藤原川沿いの西郷地区は堰堤が低くなってしまっているため念頭に置いてもらいたい。

最後に、好間川の上流にある好間第四小学校付近は、小学校向かいの堤防はしっかりと整備されているが、越水した箇

所の対策が抜けており、堆砂除去も行われていない。当該地区は住戸が全て冠水した箇所であり、地区住民は大変心配しているため、先般、区長の話聞いた上で一緒に現場を確認した。

県においては河川復旧等をしっかりと実施しているが、いまだに様々な箇所で個別的な課題が残っていることを承知してもらおうとともに、今後もさらに気を引き締めて尽力するよう願う。

宮川えみ子委員

盛土の安全点検について聞く。報道されている中で土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、砂防指定地との言葉があるが、これらの言葉の説明と併せて、現在実施している盛土の安全確認作業の状況について説明願う。

土木企画課長

関係法令に基づく指定区域は、委員が質問で述べた区域以外に都市計画区域があり、各区域においては、盛土を含め開発行為を行う場合、届出や許可が必要である。今回の点検内容は、盛土や開発行為の許可を行った箇所において、許可どおりの施工が適正に実施されているかどうかを重点的に確認するものである。

宮川えみ子委員

静岡県熱海市の土石流災害を受けて点検する内容は、砂防指定地において盛土が申請どおり行われているかを点検しているとの理解でよいか。

土木企画課長

説明不足で申し訳ない。今回の点検については申請どおりに施工されているか、また、施工後、相当期間がたっている箇所については、のり面が崩れていないかなども点検することとしている。

宮川えみ子委員

今回の調査は先ほど述べたように砂防指定地のみ申請どおりに実施されているかを確認し、その他の区域は調査しないとのことか。

静岡県熱海市の土石流災害を受けてこの調査を実施することになったと考えるが、どのような内容を調査することになったのか。

土木企画課長

点検対象は大きく2つあり、1つは、自然公園法、森林法、都市計画法、砂防関係の法律など、関係法令に基づき開発等の許可を行った箇所、もう1つは、国から提供を受けている地図情報に基づき、盛土や盛土の可能性のある全ての箇所である。

宮川えみ子委員

調査箇所数と現在の進捗状況について説明願う。

土木企画課長

関係法令に基づき開発許可等が行われた箇所の点検数は、土木部以外の所管や市町村も含めて560か所、国から提供のあった地図情報に基づき盛土やその可能性があった箇所の点検は113か所、合計673か所あり、今週から調査及び点検を開始している。

宮川えみ子委員

調査箇所数は相当数あると考えられ、調査に当たっては委託等により実施すると思うが、どの程度の時間を要するのか。

土木企画課長

調査に当たっては委託ではなく職員が直接実施する予定であり、会津方部では積雪等が懸念されるため、可能な限り積雪前の時期に早い段階で終了させたい。

宮川えみ子委員

調査や点検を進めている中で危険と判断される箇所や緊急に対応しなければならない箇所がどの程度あるか、説明願う。

土木企画課長

点検等は始まったばかりで箇所数は少ないが、現段階で危険な箇所は確認されていない。

宮川えみ子委員

先ほど説明のあった673か所の調査箇所について資料を提出願いたいですが、どうか。

土木企画課長

調査及び点検箇所の具体的資料は、開発許可を行った所や国からの地図情報に基づき盛土された可能性のある所等の情報であるため、点検等が終了するまでは混乱を避けるためにも提出は控えたいので了承願う。

なお、点検等の内容や進捗については状況に応じて公表しながら進めたいと考えている。

宮川えみ子委員

了解した。公表可能な内容は適切な時期に公表するよう願う。

佐藤政隆委員長

中間的な報告をしてもらいたいとのことであるため、適時適切に対応願う。